

入札公告（説明書）

令和 8 年 2 月 27 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 佐久間 仁

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した[入札者に対する指示書【電子入札】](#)、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『[共通入札公告](#)（令和 7 年 4 月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 2-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	磐越自動車道 小松地区舗装工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 佐久間 仁
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 （住所）〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 （電話）025-241-5116 （電子メールアドレス） ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… 入札者に対する指示書【電子入札】 [30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書【電子入札】 [7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	材料価格等の資料の掲載	掲載の有無：本書 2-19 に示すとおり

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	本件は「質問受付・回答集約化」の試行対象案件です。 本書 2-16、2-17 及び別添 1 「「質問受付・回答集約化」の試行について」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 3 月 16 日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 3 月 16 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 2-3 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】 [9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式 1[申請書] (2) 競争参加資格確認申請書様式 2[技術資料] (3) 担当者連絡先届</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 4 月 2 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和8年5月11日 16時00分 ※共通入札公告 2-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表 (3) 総合評定値通知書（経審）の写し</p>
2-14	開札日時	令和8年5月12日 13時30分
2-15	開札執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 ① 競争参加資格確認申請に関する質問 入札公告日から令和8年3月5日 16時00分まで ② その他の事項に関する質問 入札公告日から令和8年4月2日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面の</p>

		ほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。
2-17	質問に対する 回答期間	① 競争参加資格確認申請に関する質問に対する回答 令和 8 年 3 月 12 日まで ② その他の事項に関する質問に対する回答 令和 8 年 4 月 17 日まで
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品 等の貸与)	本書 1-11 に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、 共通入札公告 2-5-11 に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。 【貸与期間】 入札公告の日から本書 2-3 「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで 【貸与場所】 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 NEXCO 東日本 新潟支社 2 階総合受付 【貸与方法】 本書 1-4 に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添 2「貸与用電子媒体借用書 兼 返却書」をご提出いただくことで貸与します。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告 2-5-11. (5) 及び(6)を参照のこと。
2-19	資料の掲載(参考積 算条件書)	【掲載資料】 ・参考積算条件書(その 1) 入札参加者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 ・参考積算条件書(その 2) 入札参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。 【掲載場所】 弊社ホームページ上の本入札公告の掲載ページ(案件情報)の最下段「その他情報」に掲載。 【掲載日】 参考積算条件書(その 2)については、令和 8 年 4 月 17 日を予定 【その他注意事項】 (1) 参考積算条件書は、入札参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第 1 条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2) 本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一

		<p>切応じられない。</p> <p>(3) 参考積算条件書(その1)に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。</p> <p>(4) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。</p> <p>(5) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</p> <p>(6) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>
--	--	---

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本のHPに掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIPファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		磐越自動車道 小松地区舗装工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型)		
	評価値の算出方法	加算方式			
	見積活用方式の有無	無			
	入札ボンド	対象外			
	履行ボンド	対象			
	JV募集対象	対象外			
	審査時期	事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。		
		工事種別	舗装工事		
		等級	—	—	—
	施工実績	対象となる施工実績	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績		
		同種工事	a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可) a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 磐越自動車道 小松地区舗装詳細設計	受注者名) 計画エンジニアリング株式会社	
			業務名) -	受注者名) -	
		施工管理業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する年度協定書(新潟工事区施工管理業務)	受注者名) 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	
			業務名) -	受注者名) -	
	カーボンニュートラルへの取り組み意思	当該工事の建設現場においてカーボンニュートラルへの取り組み意思があること。 取り組み意思がない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。			
その他	-				
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)		
			対象となる後発工事名(その2)		

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	同種工事	<p>①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。</p> <p>本工事に対応する建設業法の許可業種： 舗装工事業</p> <p>なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。</p> <p>a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事</p> <p>ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。</p> <p>また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。</p>
	その他		

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事实績評価型Ⅱ型		技術評価点 (満点)	10点																																																																																	
施工の確実性	企業	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 工事实績評価の対象とする同種工事：高機能舗装（排水性舗装を含む）工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"> $\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4,000点)} \times \text{同種工事实績の工事实績評定点} \times \text{係数(1-70)}}{20} \times \text{係数 a}$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) </td> <td rowspan="2">0.000 ~ 4.000 点</td> <td rowspan="2">4.000点</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種工事实績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事实績の受渡しが令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合</td> <td>同種工事实績の受渡しが令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)</td> <td>同種工事实績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2)</td> <td>同種工事实績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3)</td> <td>上記1)、2)に該当しない</td> <td></td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 b の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)</td> <td>NEXCO中日本以外の発注機関の工事实績評定点の場合</td> <td></td> <td>1.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2)</td> <td>NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事实績評定点の場合</td> <td></td> <td>0.954</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3)</td> <td>NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事实績評定点の場合</td> <td></td> <td>0.936</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4)</td> <td>NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事实績評定点の場合</td> <td></td> <td>0.954</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準				評価点	配点	履行確認対象項目	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4,000点)} \times \text{同種工事实績の工事实績評定点} \times \text{係数(1-70)}}{20} \times \text{係数 a}$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				0.000 ~ 4.000 点	4.000点	-	係数 a の設定は下記のとおり					同種工事实績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事实績の受渡しが令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合	同種工事实績の受渡しが令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合				1)	同種工事实績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25			2)	同種工事实績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25	0.12			3)	上記1)、2)に該当しない		0.00				係数 b の設定は下記のとおり							1)	NEXCO中日本以外の発注機関の工事实績評定点の場合		1.000				2)	NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事实績評定点の場合		0.954				3)	NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事实績評定点の場合		0.936				4)	NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事实績評定点の場合		0.954				
			評価基準				評価点	配点	履行確認対象項目																																																																											
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4,000点)} \times \text{同種工事实績の工事实績評定点} \times \text{係数(1-70)}}{20} \times \text{係数 a}$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				0.000 ~ 4.000 点	4.000点	-																																																																														
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																				
	同種工事实績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事实績の受渡しが令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合	同種工事实績の受渡しが令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合																																																																																	
1)	同種工事实績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25																																																																																
2)	同種工事实績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																																																																																
3)	上記1)、2)に該当しない		0.00																																																																																	
係数 b の設定は下記のとおり																																																																																				
1)	NEXCO中日本以外の発注機関の工事实績評定点の場合		1.000																																																																																	
2)	NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事实績評定点の場合		0.954																																																																																	
3)	NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事实績評定点の場合		0.936																																																																																	
4)	NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事实績評定点の場合		0.954																																																																																	
		<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (同種工事实績の工事の成績評定点×係数b)が90点以上の場合、(同種工事实績の工事の成績評定点×係数b)を90点とする。 平成27年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事实績評定の無い場合、評価点は0点とする。 公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。 経営共同企業体の場合は、当該経営共同企業体としての同種工事实績(工事实績評定)である場合についてのみ評価する。 																																																																																		
施工の確実性	企業	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準 / 評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認対象項目</th> </tr> <tr> <th>表彰対象</th> <th>表彰時期</th> <th>表彰日が令和5年4月1日以降である場合</th> <th>表彰日が令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)の実績</td> <td></td> <td>2.00点</td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> <td rowspan="3">2点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績</td> <td></td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td>③ 上記①、②に該当しない</td> <td></td> <td></td> <td>0.00点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準 / 評価点				配点	履行確認対象項目	表彰対象	表彰時期	表彰日が令和5年4月1日以降である場合	表彰日が令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の場合	① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)の実績		2.00点	1.00点	0.50点	2点	-	② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績		1.00点	0.50点	0.25点	③ 上記①、②に該当しない			0.00点																																																								
			評価基準 / 評価点						配点	履行確認対象項目																																																																										
表彰対象	表彰時期	表彰日が令和5年4月1日以降である場合	表彰日が令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の場合																																																																																	
① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)の実績		2.00点	1.00点	0.50点	2点	-																																																																														
② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績		1.00点	0.50点	0.25点																																																																																
③ 上記①、②に該当しない			0.00点																																																																																	
		<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 表彰が工事を履行した企業に対するものであること。 本工事と同一工事種別の表彰について評価する。ただし、社長表彰及び支社長による功労表彰の場合は工事種別は問わない。 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、安全管理優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理優秀工事、品質管理優良工事、コスト削減優秀工事、コスト削減優良工事、品質管理奨励工事、工程管理優秀工事、工程管理優良工事、環境貢献優良工事、地域貢献奨励工事、又は優良工事」としての表彰であること。 上記5以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。 本工事の工事種別に対して、本工事と同一の工事種別以外に表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別は下表のとおりとする。下表にない工事種別については、本工事と同一の工事種別に対する表彰実績のみを評価対象とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>本工事の種別</th> <th>表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td>のり面処理工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修工事</td> <td>P/C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>道路付属物工事</td> <td>防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事</td> <td>トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事</td> </tr> <tr> <td>土木補修工事</td> <td>土木工事、のり面処理工事、道路補修工事</td> </tr> </tbody> </table>				本工事の種別	表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別	土木工事	のり面処理工事	橋梁補修工事	P/C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事	道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事	土木補修工事	土木工事、のり面処理工事、道路補修工事																																																																			
本工事の種別	表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別																																																																																			
土木工事	のり面処理工事																																																																																			
橋梁補修工事	P/C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事																																																																																			
道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事																																																																																			
機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事																																																																																			
土木補修工事	土木工事、のり面処理工事、道路補修工事																																																																																			
施工の確実性	企業	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)品質管理マゼ'システム (ISO9001)</td> <td>① 左記の1)から3)のマゼ'システムのうち2つ以上を取得している</td> <td>1.00点</td> <td rowspan="3">1点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>2)環境マゼ'システム (ISO14001)</td> <td>② 左記の1)から3)のマゼ'システムのうち1つを取得している</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>3)労働安全衛生マゼ'システム (COHMS/ISO45001)の取得状況</td> <td>③ 左記の1)から3)のマゼ'システムを取得していない</td> <td>0.00点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	1)品質管理マゼ'システム (ISO9001)	① 左記の1)から3)のマゼ'システムのうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	-	2)環境マゼ'システム (ISO14001)	② 左記の1)から3)のマゼ'システムのうち1つを取得している	0.50点	3)労働安全衛生マゼ'システム (COHMS/ISO45001)の取得状況	③ 左記の1)から3)のマゼ'システムを取得していない	0.00点																																																																		
			評価基準		評価点			配点	履行確認対象項目																																																																											
1)品質管理マゼ'システム (ISO9001)	① 左記の1)から3)のマゼ'システムのうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	-																																																																																
2)環境マゼ'システム (ISO14001)	② 左記の1)から3)のマゼ'システムのうち1つを取得している	0.50点																																																																																		
3)労働安全衛生マゼ'システム (COHMS/ISO45001)の取得状況	③ 左記の1)から3)のマゼ'システムを取得していない	0.00点																																																																																		
		<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 取得しているマゼ'システムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 取得しているマゼ'システムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合は、評価しない。 上表3)においてCOHMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。 																																																																																		

施工の円滑性	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事等の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。				
			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	
			① NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-	
			② NEXCO東日本への令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点			
			③ NEXCO東日本への令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点			
			④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点			
			⑤【新潟支社が公告する案件のみ対象】『東日本高速道路株式会社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	0.50点			
			◇留意事項 1. 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 2. NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。 3. 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 4. NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 5. 経営共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。 6. 【新潟支社が公告する案件のみ対象】『災害応急復旧業務に関する協定』の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。				
担い手確保	ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。				
			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	
			1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるほし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるほし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業） の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している ② 左記の1)から3)の認定を取得していない	1.00点 0.00点	1点	-
			◇留意事項 1. 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。				
環境負荷軽減	カーボンニュートラルへの取り組み		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。				
			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	
			次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3) 現場※3で使用する電力として再生可能エネルギー電力※4を購入する 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する（緑化・花壇等の設置は含まない） ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう。受注者の本店・支店や上部工の工場は含まない。当該工事に限定した取り組みを評価する。 ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	① 左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む ② 左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む ③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む ④ 左記の4)を取り組む ⑤ 左記の1)から4)を取り組まない	1.00点 0.75点 0.50点 0.25点 不適	1点	○
			◇留意事項 1. 評価基準における1)～4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。 2. 取り組みは、当該工事において実施が確認できるものとし、安全や工事的目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。 3. 共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員が取り組みがよい。 4. 評価基準における4)については、複数の取り組み内容が記載された場合であっても、1つの取り組みとして評価するものとする。 5. 取り組み状況は、実施後若しくは実施中に確認を行うため、競争参加資格確認申請時点での説明資料の提出は不要とする。 6. 競争参加資格確認申請書において取り組むとした項目においては、履行義務が生じるものとする。 7. 評価基準における1)から4)については、いずれも取り組みない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。				